

服飾文化研究助成 規定

助成目的

第1条 服飾文化研究を担う若手の研究者育成を目的とする。本事業は、服飾文化学会会則の第2章 第4条(5)に定める研究の奨励および研究業績の表彰に関する事業である。

研究者の資格

第2条 大学院生を含む本学会会員の研究者とし、年齢は35歳以下(研究期間開始時)とする。研究グループによる申請の場合にも、申請者は全て35歳以下とする。

研究助成の額

第3条 研究費の額は1件あたり5万円以内とする。

助成の対象となる経費

第4条 研究助成の対象となる経費は、申請された用途で、研究課題の遂行に要する物品の購入、調査等の出張費、図書費、印刷費、郵送費、その他の研究推進に必要な費用とし、研究の目的と計画に照らして合理的な範囲とする。

助成研究の実施期間

第5条 助成研究の実施期間は、原則として1年以内とする。

審査基準

第6条 審査基準は以下とする。

- (1) 服飾文化研究の基礎及び応用研究に寄与する研究であること。
- (2) 研究計画及び方法が目的を達するために適切であり、かつ、十分な成果を期待し得るものであること。

審査委員会

第7条 審査委員会は、委員長1名、副委員長1名、その他の審査委員3名で構成する。委員は理事より選出し、理事会での承認を経て決定する。

助成研究の応募

第8条 研究助成の交付を希望する者は、研究助成申請書を定められた期日までに服飾文化学会事務局に提出しなければならない。

公付の決定通知と請書の提出

第9条 審査委員会において申請された研究の中から助成すべき研究を選定し、理事会の承認を得て、交付決定通知書を研究実施者に送付する。研究実施者は、これを承諾した場合は速やかに請書を提出しなければならない。

助成金の交付

第10条 請書を受領した後に、研究実施者に研究助成金を交付する。研究助成金の交付方法は、研究実施者と個別に協議して定める。

助成金の返還

第11条 研究実施者は、研究実施計画書に記載した研究を実施しなかった場合は、助成金の一部又は全部を返還しなければならない。

助成金の決定取消

第12条 交付を受けた者が次のいずれかに該当すると審査委員会が認め、理事会での承認を得た場合には、交付の決定を取り消すと共に、交付した助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他の不正な方法により研究助成金の交付を受けたとき
- (2) 対象となる研究が中止となったとき

(3) 第4条に定める助成の対象以外の経費に使用したとき

帳簿等の整理

第13条 研究実施者は、帳簿等を備え、収入と支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかねばならない。

変更の承認

第14条 研究実施者は、次に該当する場合には、その内容を記載した書面を提出し、指示を受けなければならない。

- (1) 助成研究の計画を中止しようとするとき
- (2) 助成研究の遂行に重大な支障を及ぼす事態が発生して、予定の期間内に完了しないとき

助成研究の完了報告

第15条 研究実施者は、助成研究が完了したときは、完了報告書及び収支報告書を作成し、研究期間終了から3ヶ月以内に提出しなければならない。

助成研究の成果の帰属

第16条 助成研究の成果及び作られた作品の所有権は、研究実施者に帰属させる。

助成研究の成果発表

第17条 助成研究の成果は、研究期間中又は終了後に、服飾文化学会大会で発表しなければならない。また、研究実施者は、学会や学術雑誌等で発表するときは、本会の研究助成を受けて実施した旨を明示するものとする。

雑則

第18条 この規定に定めるもののほか、研究助成事業に関し必要な細則は、理事会が別途定める。

附則

本規定は、2024（令和6）年5月19日から施行する。